

社会福祉法人森町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森町社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く。）に対する報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 本会の会長の報酬は、月額16,000円とする。

2 会長が本会の役員会、評議員会、各種委員会の行事に出席したときは、前項の報酬をもって代えるものとする。

3 役員会、評議員会、各種委員会等の構成員が役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、報酬として月額6,000円（半日3,000円）を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 会長及び役員会、評議員会、各種委員会等の構成員の報酬に対する報酬の支給日、支給方法は、次のとおりとする。

(1) 会長

職務を遂行した日の属する月の翌月15日までに、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み支給する。

(2) 役員会、評議員会、各種委員会等の構成員

役員会、評議員会、各種委員会等出席日に現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅 費)

第4条 役員、評議員、各種委員等がその職務を遂行するために旅行したときは、森町職員の旅費に関する条例に規定する旅費に相当する額に準じて支給するものとする。

(委 任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部を改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日定時評議員会にて承認。

附 則

この規程は、平成30年11月22日一部改正し、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月23日一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

